

## 基本的な Q & A

- Q 1 なぜ、ワクチン接種を完全に中止するのですか？
- Q 2 豚コレラワクチン接種中止のメリットは何ですか？
- Q 3 ワクチンを用いない防疫対策はどのようなものですか？
- Q 4 万一の発生に備えた、経営支援策はどのようなものですか？

Q 1 なぜ、ワクチン接種を完全に中止するのですか？

A

これまでに全国の 95 パーセントの農場が接種を中止し、ワクチン抗体保有豚が減少する中、平成 5 年以降異常豚は確認されず、我が国は本病について清浄と判断される段階となっています。

この状態で、一部の農家が接種を継続した場合、

(1) 万一の発生の際に清浄性確認等の防疫活動に支障を来すおそれがあること、  
 (2) 輸入豚肉等については、将来的に国内のワクチン接種が全面中止となることを前提に輸入検疫を強化しており、接種が続けば豚コレラ汚染国（ワクチン接種国）からの輸入を認めざるを得ない場合も生じること、

等から、国内生産者の経営上の観点からのデメリットも大きく、できる限り早い段階で、ワクチン接種を中止する必要があります。

Q 2 豚コレラワクチン接種中止のメリットは何ですか。

A

ワクチン接種を中止するメリットとして、生産コストの低減については、単味ワクチン換算で年 38 億円程度の削減及びワクチン接種に伴う飼養管理作業の合理化が図られます。

平成 12 年 10 月以降、ワクチン接種の完全中止を前提にワクチン接種国・地域を含む豚コレラ汚染国・地域からの豚肉等の輸入を禁止しており、我が国が接種中止により国際的に豚コレラ清浄国と認められれば、国産豚肉等の海外への輸出も可能となります。

Q 3 ワクチンを用いない防疫対策はどのようなものですか？

A

平成 12 年 10 月以降、ワクチンを用いない防疫対策として、

- (1) 異常豚の早期通報体制の確立
- (2) 豚コレラの発生時には、移動制限の徹底及び感染豚の殺処分によるまん延防止を基本とし、

- (3) 緊急ワクチン接種は、まん延防止に有効であると判断される場合に速やかに実施することとし、緊急接種用のワクチン100万頭分を備蓄
  - (4) 発生時の養豚農家の経営を支援するための互助事業の実施
  - (5) 豚コレラワクチン接種国を含む汚染国からの豚肉等の輸入禁止による海外からの侵入防止の徹底等の措置をとっています。
- また、発生時には、被害を最小限とするため、
- (1) 発生農場の飼養豚は原則全頭とう汰（豚舎間での消毒の徹底が行われている等防疫上妥当な場合は、農場を区分したう汰）を実施
  - (2) 半径3 km以内は40日間、半径10 km以内は15日間の移動制限が実施されますが、移動制限期間中であっても清浄性が確認され、防疫上支障がない場合はと畜場出荷を許可
  - (3) 豚コレラの潜在化の防止に十分配慮した上、まん延防止に有効と判断される場合、速やかに緊急ワクチン接種を実施等のまん延防止措置を講じることとしています。

Q4 万一の発生に備えた、経営支援策はどのようなものですか。

A

万一豚コレラが発生した場合、発生農家に対しては、殺処分した場合、家畜伝染病予防法に基づき、患畜については能力・血統等を踏まえた評価額の1/3、疑似患畜については評価額の4/5の手当金が交付されるほか、家畜共済制度に加入している場合、加入条件に応じ共済金が支払われます。また、経営継続に必要な経費については、家畜疾病経営維持資金等を措置しています。

さらに、平成10年度より、豚コレラが発生した場合の養豚経営への影響を緩和するため、発生時の損害を互助補償する家畜防疫互助基金造成等支援事業を実施しており、万一、豚コレラが発生した際には発生農場とその周辺農場に「互助金」が交付されることとなっています。

なお、我が国は本病について既に清浄と判断できる段階となっていることから、同互助事業については、平成15年度以降、想定する発生回数等を口蹄疫等の海外病に準じて見直すとともに、支援内容を充実し、海外悪性伝染病互助事業と統合することを検討しています。